

令和5年度特別監察報告書

令和6年3月

国土交通省 大臣官房 監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
(1)	コンプライアンス意識の徹底に関する取組	5
(2)	事業者・OBとの接触・対応に関する取組	6
(3)	機密情報管理の徹底に関する取組	7
(4)	応札・落札状況の分析に関する取組	8
(5)	令和3年度九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組	9
(6)	令和4年度北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組	10
II.	提示意見	11
(別添)	対象機関における取組状況	13
(参考1)	令和5年度特別監察報告書(概要)	
(参考2)	高知県内における入札談合事案に関する調査報告書(抄)	
(参考3)	令和5年度監察基本計画	

第1 はじめに

平成24年10月に高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

また、令和3年度に九州地方整備局及び北海道開発局において発生した発注業務に係る不正事案に対処するため、それぞれ再発防止策が策定された。九州地方整備局の再発防止対策である「少額随意契約の適正な手続きの徹底」及び「監督、監査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」、北海道開発局の再発防止対策である「入札事業者名等のマスキングに関するルールの明確化」及び「発注事務に関する情報管理の徹底」については、全ての地方整備局等が共通して取り組むこととされた。これらを踏まえ、発注者としての綱紀を保持し、不正行為の防止に資する実効性のある環境整備が適切に図られるよう、特別監察において取組の検証を実施している。

なお、今回の特別監察においては、令和4年度に北海道開発局において発生した北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組状況についても合わせて確認した。

以下、地方整備局の事務所並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局を「本局」という。

(参考)「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策(概要)

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容(懲戒処分等)や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
 - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率(月平均・年平均)の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5. 再就職の自粛要請

6. 再発防止対策の周知

(参考)「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」及び「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」を踏まえた再発防止策の徹底について(概要)

- (1) 「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」を踏まえた対応
 - 1) 少額随意契約の適正な手続きの徹底
 - 2) 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底
- (2) 「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」を踏まえた対応
 - 1) 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの明確化
 - 2) 発注事務に関する情報管理の徹底

第2 監察事項等

令和5年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

- 工事に係る入札契約事務の適正な執行等を確保するために必要な事項
- 令和3年度九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組を検証するために必要な事項

2. 重点項目

令和5年度の特別監察は、事務所等に対して、令和3年度九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組を検証するために必要な事項とあわせて、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項については、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

II. 対象機関

北海道開発局	函館開発建設部、旭川開発建設部
東北地方整備局	山形河川国道事務所
中部地方整備局	高山国道事務所
九州地方整備局	佐賀国道事務所

III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等の発注工事に対する応札状況等の分析
- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理、競争性を高めるための措置の実施状況等）を確認
- ・ 監察終了後、後日 Web 方式にて、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を報告

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間	報告日
中部地方整備局 高山国道事務所	総括監察官 岸 毅明 監察官 鷺尾 洋一 監察官 北村 明政 監察官 荒木 佑馬	7月31日	2月14日
北海道開発局 旭川開発建設部 函館開発建設部	総括監察官 上野 純一 監察官 小澤 雅幸 監察官 鷺尾 洋一	10月19日 及び 10月20日	1月31日
東北地方整備局 山形河川国道事務所	総括監察官 上野 純一 監察官 鷺尾 洋一 監察官 荒木 佑馬	11月20日	12月20日
九州地方整備局 佐賀国道事務所	総括監察官 上野 純一 監察官 荒木 佑馬 監察官 北村 明政	12月4日	1月24日

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。なお、各監察対象機関における取組状況の詳細については「(別添) 対象機関における取組状況」を参照されたい。

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする
- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定する
- ・ 全職員の講習会等の受講状況を把握する など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、職員に対する講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。以下「講習会等」という。）の受講状況を把握し、未受講者に対しては個別に説明するなどして、期間業務職員を含む全職員が講習会等を受講または受講と同等の効果を求めるための取組が行われていた。

また、違法行為を抑止する観点から「入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること」、「自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること」を十分に認識させるよう講習会等の資料に盛り込むとともに、過去に生じた不祥事案の内容とその具体的な要因等についても講習会等の資料等を通じて周知を図っていた。

あわせて、発注者綱紀保持の徹底等の観点から「発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること」、「報告は職員に課された義務であること」、「報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること」、「報告を怠った場合には処分があり得ること」についても、講習会等の資料に盛り込むこと等で周知を図っていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する
- ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする
- ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等によって明確化されており、事業者等との対応は、原則として、オープンな場所で複数の職員により実施していた。また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、発注者綱紀保持規程等に基づき、事前に所属長等の承諾を得るなどの対応を行っていた。

あわせて、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示による周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限するとともに、副所長室等の大部屋化等を実施していた。

また、事業者・事業者団体に対して、事務所等内における発注者綱紀保持に関する掲示や意見交換会時などに発注事務に係る綱紀保持の協力要請の資料を配布するなどして、周知を図っていた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する
- ・ 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分する
- ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、「担当課の分離」または「技術審査・評価業務を別の事務所等で行う」または「技術審査・評価業務に従事する職員を他部署に併任発令し、当該業務を行う際には執務場所を分離する」ことにより、工事に係る入札手続きに関する積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保するとともに、工事に係る発注事務に関する情報を、紙文書については施錠可能な書庫等に保管し、電子データについてはアクセス制限付フォルダで管理すること等で、情報を取り扱う者以外の者が閲覧できないようにしていた。

なお、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報については、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類を担当の監督員等に手渡しやパスワード付ファイルで送付するなどし、施錠できる書庫等にて管理した上で、工事完了検査後等に処分し、処分履歴を記録するなどして確実に処分されたか確認できる仕組みが構築されていた。

また、全ての事務所等において、発注する工事の種類（河川改修、道路維持 等）等ごとに、情報管理整理役職表で「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を指定するとともに、これを適切に更新していた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する
- ・ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合においては、より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、入札参加資格の見直し等を検討するなど

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事について、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、随時更新していた。

なお、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりしている、談合情報による入札取りやめが発生しているなどの状況にあり、その状況を認識していた。しかしながら、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためには、必要に応じ、競争性の確保に向けたなお一層の取組や職員が談合に巻き込まれないための再発防止対策徹底の再確認、応札・落札状況についての引き続きの注視等を行うことが望ましい状況であった。

また、全ての事務所等において、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

(5) 令和3年度九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの明確化
- ・ 発注事務に関する情報管理の徹底
- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化され、このルールに従い、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。

また、建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な書庫等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダ等に保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を作成して、情報の種類ごとに管理責任者及び業務上取り扱う者等を明確化していた。

また、建設コンサルタント業務等に係る積算業務と技術審査・評価業務の分離体制についても、積算業務と技術審査業務を兼務させないようにするなどの配慮が行われていた。

また、合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止、契約担当課による見積書の徴取など契約担当課と業務担当課の適切な役割分担に基づく少額随意契約手続きの適正化について周知が図られていた。

あわせて、監督又は検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容について周知が図られていた。

現地監察を実施した旭川開発建設部及び函館開発建設部においては、上記に加え、事務所長等向けのコンプライアンス研修や開発建設部幹部と事務所長等との1 on 1ミーティング等を活用した定期的・継続的なコミュニケーションなどの取組が行われていた。

なお、北海道開発局では、毎年度コンプライアンス推進計画に基づく取組状況について報告書を作成し、「北海道開発局コンプライアンス第三者委員会」に報告していた。令和4年度の本計画については、令和3年度不正事案に関する再発防止策を含めた内容であった。令和5年7月、北海道開発局は、その再発防止策の取組状況を含め、「令和4年度コンプライアンス推進計画に基づく取組状況について（報告書）」としてとりまとめ、本第三者委員会に報告していた。

(6) 令和4年度北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組

① 主な再発防止対策等

- ・再発防止策の徹底
- ・設計書の改ざんに関する再発防止策
- ・不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止対策

② 旭川開発建設部及び函館開発建設部における取組状況

監察の結果、両開発建設部においては、北海道開発局長通知「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に対する再発防止の徹底について（指示）」（令和5年6月30日付け北開局総第97号）を受け、通達で示された再発防止策等を職員に周知徹底していた。

また、設計書の改ざんに関する再発防止策として、対象工事を選定したうえでの工事設計書と基礎資料の整合性の確認、「設計図書作成経緯表」「設計審査・決裁経緯表」を用いた作成・審査・決裁過程の可視化、総合評価でICT活用が加対象となる「施工者希望I型」に適用範囲の拡大（2.5億円以上から1.6億円以上に拡大）を実施していた。

また、不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止対策として、両開発建設部において、部内の会議で内部通報制度について改めて説明を行うとともに、職場内ミーティング等の機会を活用し管理職員から部下職員に周知徹底するよう指導していた。

その他、両開発建設部独自の取組として、旭川開発建設部では、用地事務や公物管理に関する勉強会を事務系職員に限定することなく、技術系職員を含めた全員から希望者を募り11月に実施しており、近隣の留萌開発建設部、網走開発建設部、稚内開発建設部にも勉強会の案内を行っていた。函館開発建設部では、用地担当、工事担当に対しルール徹底をはかることに加え、定期的に両者の打合せを実施していた。

II. 提示意見

今回の特別監察において、監察結果のとおり、すべての対象機関において、監査項目に係る必要な取組が実施されていることを確認した。

他方で、「(4) 応札・落札状況の分析に関する取組」については、多くの対象機関において、平均落札率・応札率がともに高止まりしている、入札参加者数が少ないなどの状況にあった。入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析するとともに、応札者数を増やすなど競争性の確保に資する取組を行うことが引き続き重要である。このような観点から、必要な意見を提示する。

応札・落札状況の分析に関する取組について

(1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況
- ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

(2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、

- i 上記(1)の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%付近で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合
 - ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合
- 等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等の場における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を

継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すとともに、本省においても各事務所等の応札・落札状況を分析し、談合等の不正事案の再発防止策の実効性を確保するために、事務所等を対象に特別監察を実施していることを周知すること。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加が期待される総合評価落札方式（直轄実績のない担い手の参入を促す方式）の試行の一層の活用
- ・働き方改革等の観点から、監理技術者等の合理的な範囲での途中交代や、テレワークにより業務を行うことなど、配置予定技術者の要件緩和 等

（３）談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

なお、その他の監査項目については、「令和5年度定期監察報告書」における提示意見を参考とされたい。

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

(中部地方整備局 高山国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、イントラネットに掲載されたオンデマンド講習の動画を視聴させるなどのフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(北海道開発局 旭川開発建設部)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、後日個別説明を行うなどのフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に職場内ミーティングにより説明し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して北海道開発局内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(北海道開発局 函館開発建設部)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。）を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、後日個別説明を行うなどのフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に職場内ミーティングにより説明し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩発注担当職員に対して北海道開発局内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪報告は職員に課された義務であること、㊫報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊬報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

（東北地方整備局 山形河川国道事務所）

- ・ 全職員が年1回以上、入札契約事務に係る講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。）を受講することとなっており、全職員の受講状況を把握した上で、未受講者に対してはコンプライアンス・ミーティングを個別に実施するなどのフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪報告は職員に課された義務であること、㊫報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊬報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

（九州地方整備局 佐賀国道事務所）

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。）を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。本局より各部や事務所等の担当者にメールにて依頼し、未受講者に受講を促すよう働きかけ

を行っており、それでも受講しない者に対しては「R 5 発注者綱紀保持講習会テキスト」を配布するなど、適切にフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。

- 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

(中部地方整備局 高山国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応しており、複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長等の承諾を得ることとしていた。また、受付において来庁者受付名簿への記載(会社名・氏名・訪問先・用件等)を求めるとともに、「入室証」を全員に着用させ、来庁の目的・所在を明確にする取組を行っていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、事業者団体等との間で実施している定例会議等の場において、コンプライアンス推進計画等の資料を配布するなどして、周知を図っていた。

(北海道開発局 旭川開発建設部)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、執務場所の外に設置したオープンな接客場所において、複数の職員により対応しており、オープンな接客場所や複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、各執務室入口の配席図に立入を制限する区域を明示して事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、事業者団体等との間で実施している定例会議等の場において、コンプライアンス推進計画等の資料を配布するなどして、周知を図っていた。

(北海道開発局 函館開発建設部)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、執務場所の外に設置したオープンな接客場所において、複数の職員により対応しており、オープンな接客場所や複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、各執務室入口の配席図に立入を制限する区域を明示して事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、事業者団体等との間で実施している定例会議等の場において、コンプライアンス推進計画等の資料を配布するなどして、周知を図っていた。

(東北地方整備局 山形河川国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応しており、複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長等の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、庁舎内の掲示や事務所ホームページにおける掲載、事故防止対策委員会総会での説明を通じて、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。

(九州地方整備局 佐賀国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応しており、複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。また、事業担当課の執務室入口に職員呼び出し用の電話を設置し、執務スペースに外部の者が入ってこないよう工夫する取組を行っていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室間の壁の一部を撤去するとともに、副所長室間の扉を常に開けておくことにより、副所長室の可視化が行われていた。なお、受注業者など外部関係者との打合せ等については、副所長室のあるスペースに入る手前の打合せ室（扉は常時開放）で実施されていた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、発注者綱紀保持規程の取組等について、経理課応接カウンターに資料を掲示したり、本局契約課において有資格業者登録受付時に資料を配布したりして周知していた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

(中部地方整備局 高山国道事務所)

- ・ 積算業務は工務課及び管理第二課、技術審査・評価業務は岐阜第二品質確保センター（岐阜国道事務所）が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、事務所長がアクセス制限付フォルダに保存したデータについて、アクセス権限を有する（入札執行におけるブロック代表事務所である）岐阜国道事務所の契約事務管理官において印刷・封入し、開札時まで金庫にて保管しているとのことだった。
- ・ 「情報管理整理役職表」（「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿」）の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和5年4月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な書棚等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、本局道路工事課長から副所長（技術又は管理）に対し本局において紙文書にて手交し、「管理」に際しては、副所長において「技術提案書管理簿」を作成の上、施錠されている書棚等で保管し、「処分」に際しては、副所長が完成検査直後に裁断処理を行い、処理を終えたことを本局道路工事課長に報告することとしていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、業務計画書に基づき、実施内容等を報告させることにより確認を行っていた。

(北海道開発局 旭川開発建設部)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離は「情報管理整理役職表」に基づき担当者を分けることにより、分離体制を確保していた。また、令和2年度より更なる分離体制を確保するため、技術審査・評価業務に従事する職員については、技術管理課に併任発令し、技術審査・評価業務を行う際は、専用の別室にて行っていた。予定価格調書については、担当次長が出力した設計書等により案を作成し、部長が決定している。予定価格調書は部長が押印の上、封をして担当次長経由で契約課長補佐へ手渡し、開札まで契約課金庫に保管しているとのことだった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正等の際に更新しており、最新の更新は令和5年4月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能なキャビネット等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。

- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、契約課担当者から主任監督員等へパスワードを施した上メールで送信し、送受信後不要になったメールは速やかに削除し、「管理」に際しては、工事施工中は施錠できるキャビネットで保管し、「処分」に際しては、工事完成検査後不要となった時点で速やかに細断等により適切に廃棄し処分していた。
- ・ 発注者支援業務の受注者における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、業務計画書に基づき、業務打合せ時に内容を確認していた。

（北海道開発局 函館開発建設部）

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離は「情報管理整理役職表」に基づき担当者を分けることにより、分離体制を確保していた。また、令和元年度より更なる分離体制を確保するため、技術審査・評価業務に従事する職員については、技術管理課に併任発令し、技術審査・評価業務を行う際は、専用の別室にて行っていた。予定価格調書については、担当次長が出力した設計書等により案を作成し、部長が決定している。予定価格調書は部長が押印の上、封をして担当次長経由で契約課長補佐へ手渡し、開札まで契約課金庫に保管しているとのことだった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正等の際に更新しており、最新の更新は令和5年4月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能なキャビネットに保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、契約課担当者から主任監督員へパスワードを施した上メールで送信し、送受信後不要になったメールは速やかに削除し、「管理」に際しては、工事施工中は施錠できるキャビネットに保管し、「処分」に際しては、工事完成検査後不要となった時点で速やかに細断等により適切に廃棄し処分していた。
- ・ 発注者支援業務の受注者における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、業務計画書に基づき、業務打合せ時に内容を確認していた。

（東北地方整備局 山形河川国道事務所）

- ・ 積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、発注担当課長が積算システム等にて作成、事務所長決裁後に封印し、発注担当課職員が経理課職員に秘密文書送付簿に押印の上で手交して、開札まで経理課内の施錠可能なキャビネットに保管しているとのことだった。

- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動の際に更新しており、最新の更新は令和5年11月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な書棚で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、工物品質管理官が必要な資料等を整理し、技術副所長の承認を得た上で、発注担当課長及び主任監督員へ手交し（出張所等については、所内便にて送付し受領を確認）、「管理」に際しては、「技術提案書等取扱い管理簿」に記入することとし、「処分」に際しては、返却を受けた工物品質管理官が、技術副所長の承認を得た上で、裁断処理を行うこととされていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、実施状況等を毎月報告させることにより確認を行っていた。

（九州地方整備局 佐賀国道事務所）

- ・ 積算業務は工務課及び管理第二課、技術審査・評価業務は品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、設計書決裁時に事務所長が手書きで作成し、作成後の調書は経理課長に手渡しの上、開札時まで金庫にて保管されていた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正や業務分担の見直しにより、情報管理責任者や業務上取り扱う者の内容に変更が生じたタイミングに更新しており、最新の更新は令和5年4月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な書棚等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、工事契約後に、「総合評価結果申し送り事項」をメールにて発注担当課及び監督員へ送付する際に、添付資料にパスワードを設定（パスワードは送付の都度変更）し、送付していた。また、データの管理については、事務所サーバー内のアクセス制限付きのフォルダにて保管し、工事完了に伴う履行確認（工事検査）後に廃棄し、成績評定委員会開催前に処分がきちんとなされているか確認されていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、業務計画書に基づき、実施内容等を報告させることにより確認を行っていた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

(中部地方整備局 高山国道事務所)

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和3年度及び令和4年度の一般土木C等級工事において、「入札談合に関する情報」は0件、「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事は11件、うち入札取止めは0件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、事業者団体からは、「近年飛騨地方で豪雨災害が頻発しており、地域のインフラの守り手である地域建設業の存続が不可欠。公共事業予算の安定的・継続的な確保をお願いしたい」、「積雪寒冷地である飛騨地方は冬期の除雪作業があり、令和6年度からの超過勤務上限規制適用に際して多くの課題があるため、発注者にも協力を求めたい」、「技術者の高齢化が深刻」、「工事の発注時期や施工時期について、更なる平準化と適切な工期設定をお願いしたい」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、高山国道事務所発注工事の令和2年度から令和4年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。
 - 平均落札率・応札率がともに高止まりしている。

令和2年度	平均落札率	96.7%	平均応札率	98.3%
令和3年度	平均落札率	97.0%	平均応札率	99.1%
令和4年度	平均落札率	97.2%	平均応札率	100.8%
 - 下呂市・高山市・飛騨市（吉城）で参加業者の固定傾向が続いている。
 - 直近2年で見ると、「1者参加」は減少傾向だが、「複数参加・予定価格内1者」は増加傾向にある。
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 当地域では令和2年度、令和3年度と豪雨被害が続いており、事務所としても災害復旧関連の発注が多くなっていた。県や市の災害復旧工事については令和4年度も続いており、専任技術者を出せる業者が少ない状況にあったものと思われる。
 - 管内は縦に長く、下呂から高山まで車で1時間はかかる。週休2日制など働き方改革の面からも、地域を越えて参加するインセンティブやメリットがないという判断があるのではないか。
 - （1者参加が多くなっている）令和3年度の門原防災関連の工事については、いずれも川の中に仮設の橋を作る特殊な機械と特殊な技術が必要な工事であり、連続性の観点から参加業者が限定された可能性がある。令和4年度については、上記のとおり自治体の災害復旧工事が潤沢にあったため、業者側としては国の工事を無理に取りに行く必要がなかったのかもしれない。

- 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、入札参加者数を増やすため、
 - 企業能力評価型の適用拡大
 - 施工実績要件の緩和
 - フレックス工期の活用
 - 適切な工期設定
 - 事業者との意見交換会
 などの取組を進めてきたところであるが、近年の豪雨災害の発生やコロナ禍の社会情勢もあり事業者との意見交換を出来ておらず、目に見えた効果が出ていないところがある。今後は、これまでの取組を継続するとともに、より一層の競争環境の確保に向けて、本局と相談しつつ効果的な手法の検討を行っていききたいとのことであった。
- 本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に係る取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である事務所、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

(北海道開発局 旭川開発建設部)

- 応札・落札状況の分析に関して、開発建設部では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- 令和3年度及び令和4年度の一般土木B・C等級工事において、「入札談合に関する情報」は2件、「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事は1件、うち入札取止めは0件であった。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、事業者団体からは、「時間外労働上限規制に向けた対応で、国から関係機関への働きかけ（指導など）を希望」、「北海道における大型事業（新幹線・ラピダス）に伴う、資材の高騰と人材不足への懸念」等の声があるとのことであった。
- 本省から、士別道路事務所工事の令和2年度から令和4年度までの一般土木B・C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、開発建設部に対しその考えられる要因について意見を求めた。
 - イ) 平均落札率・応札率がともに高止まりしている。

令和2年度	平均落札率	95.0%	平均応札率	96.7%
令和3年度	平均落札率	96.6%	平均応札率	97.5%
令和4年度	平均落札率	96.9%	平均応札率	98.5%
 - ロ) 有資格業者数と比べて入札参加者数が少ない傾向がある。
 - ハ) 一部の町村において、工事施工場所から遠方の企業が落札した場合の落札率が地元近隣の企業の落札率より低い傾向がある。

- ・ 上記に関して、開発建設部から以下のとおり回答を得た。
 - イ) 既存インフラの老朽化に伴う補修工事が多く施工箇所が点在するケースが多いこと、主要工事のひとつの音威子府バイパス工事では、山岳地帯の厳しい現場条件に加え、軟弱地盤で地すべり対策など特殊工事も実施する必要があることから経費がかかり応札率が高くなっていると思われる。また、都市部から離れた遠方工事では、人材や資材の確保が難しいことも企業の積算に影響していると思われる。
 - ロ) 工事1件あたりの入札参加者数が少ない点については、企業規模から技術者の数が限られる中、管内が広いこともあり各企業が所在地近隣の工事を中心に応札する結果として生じていると思われる。
 - ハ) 旭川市など都市部の企業では取引先が多く資材入手が比較的容易なこと、都市部の大手企業は資材購入時に商社から受ける割引が大きくなることなどが応札率を下げられる理由となっていると思われる。また、総合評価の中で地元近隣での施工実績を評価（加算点）している場合もあり、落札するため価格を下げていることも考えられる。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、開発建設部からは、入札参加者数を増やすため、
 - ・ 技術者育成型（若手型）
 - ・ 一括審査方式
 - ・ 余裕工期制度
 - ・ 施工計画重視型
 などの取組を進めているとのことであった。
- ・ 本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に係る取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である開発建設部、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

（北海道開発局 函館開発建設部）

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、開発建設部では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和3年度及び令和4年度の一般土木B・C等級工事において、「入札談合に関する情報」は0件、「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事は2件、うち入札取止めは2件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、事業者団体からは、「建設業協会との意見交換会等において、2024年4月からの建設業における時間外労働の上限規制の適用に関連し、発注者に対し適正な工期設定、施工時期の平準化等について引き続き取組を推進」、等の声があるとのことであった。

- ・ 本省から、函館港湾事務所工事の令和2年度から令和4年度までの一般土木B・C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、開発建設部に対しその考えられる要因について意見を求めた。
 - イ) 平均落札率・応札率がともに高止まりしている。
 - 令和2年度 平均落札率96.8% 平均応札率97.1%
 - 令和3年度 平均落札率97.1% 平均応札率97.6%
 - 令和4年度 平均落札率96.4% 平均応札率96.8%
 - ロ) 受注企業が限られている傾向が続いている。
 - ハ) 空港工事はいずれも1社応札で落札率が高い傾向にある。
- ・ 上記に関して、開発建設部から以下のとおり回答を得た。
 - イ) 離島をのぞき、応札業者すべてが函館市内の企業。管内が広いため工事に係る労務費が嵩むことや資材価格の高騰が理由で落札率は下がりにくくなっていると思われる。
 - ロ) 港湾工事は作業船や特殊な機材が必要なため施工可能な業者は管内で10社に満たず少なく、渡島半島を囲む日本海、津軽海峡、噴火湾それぞれの地域ごとに海の状況が異なるため、その特性を熟知し工事を担当できる技術者が限られていると思われる。
 - 元請け企業と施工時に下請けに入る地元企業との普段からの付き合い、漁業組合との信頼関係の必要性も受注企業が固定化する理由になっていると思われる。
 - ハ) 空港工事は夜間工事等様々な制約が課された状況の中で施工する必要があり対応可能な業者が限られるため、入札参加要件を管外まで広げてはいるが入札参加者は増えず1社応札となっている。応札価格が100%近いのは単価や歩掛を公表しており民間企業も予定価格と近似の積算が可能なためと思われる。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、開発建設部からは、入札参加者数を増やすため、
 - ・ 技術者育成型（若手型）
 - ・ 一括審査方式
 - ・ 余裕工期制度
 - ・ 施工計画重視型
 などの取組を進めているとのことであった。
- ・ 本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に係る取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である開発建設部、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。函館開発建設部では、令和4年度に「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事2件で、談合の疑義を完全に払拭すること

ができないため入札を取止めており、管内の応札・落札状況の変化を注視するなど、一層の注意喚起を行って欲しい旨を伝えた。

(東北地方整備局 山形河川国道事務所)

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和3年度及び令和4年度の一般土木C等級工事において、「入札談合に関する情報」は0件、「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事は2件、うち入札取止めは0件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、事業者団体からは、「公共工事予算の安定的な確保」「工事発注時期の平準化、適切な工期設定」「設計労務単価の改善」等の要望があるとのことであった。
- ・ 本省から、山形河川国道事務所発注工事の令和2年度から令和4年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。

○平均落札率・応札率がともに高止まりしている。

令和2年度 平均落札率95.1% 平均応札率97.4%

令和3年度 平均落札率95.1% 平均応札率97.2%

令和4年度 平均落札率95.7% 平均応札率98.2%

○特に、令和4年度は平均落札率・応札率の数値が上昇しているほか、最低応札率95%以上の工事が全体の7割を占める状況にある。

○逆転が少ない。

- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。

○太平洋側の震災復旧工事の収束に伴い、参加していた山形県内業者が自県の工事入札に戻った状況にあり、山形県の設計労務単価が被災地域と比べ低いことに加え、近年は週休2日対象工事の実施や総合評価落札方式における賃上げを実施した企業に対する加点措置もある。また、管内自治体発注の豪雨災害復旧工事も多くあり、業者側としては、価格を切り詰めてまで工事を取りに行く状況ではなかったのではないかと。

○逆転が少ない点については、近年、河川関係では河道掘削工事が多く、直接的な工事内容で技術点に差がつきにくかったことが要因となった可能性が考えられる。

○道路関係では、今年度、一括審査方式による工事発注が多数あり、工事毎の入札参加者数にバラツキがあったことから、今後の同方式の活用に向け、参加者（申請書提出後に辞退した者）に対するヒアリング調査を行った経緯がある。

- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策等について意見を求めたところ、事務所からは、

○入札参加が見込まれる企業が30者以上確保されるよう、施工箇所が所在する圏域に加え、隣接圏域まで拡大して地域要件を設定する

○平成30年度より、一定規模以上の一般土木工事については、上記に加え、隣々接圏域まで拡大（最大で事務所管内）する措置を講じている

○その他、発注規模や発注時期の設定（発注時期の平準化等）についても、業界団体の意見を踏まえながら工夫する

などの取組を進めてきたところであるが、応札状況や落札率を注視しつつ、事業者との意見交換会等での意見を聴き取りながら、より競争性が確保される環境の整備に向けて、入札契約方式や参加資格要件の見直しの検討を行っていくとのことであった。

- ・本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に資する取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である事務所、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

（九州地方整備局 佐賀国道事務所）

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、一般土木工事における過去の入札結果を整理し、発注規模・内容等の検討や不調対策の基礎資料として活用していた。事務所発注工事の入札参加者の辞退等が多いのは、昨今の技術者不足が要因と認識しているとのことだった。技術者不足については、若手の入職者が少ないこと、入ってもすぐに離職することなどに起因し発生しており、入札参加要件の緩和や、フレックスでの発注、特例管理技術者制度などの対策を講じるとともに、時間外労働の上限規制等に伴う働き方改革を推進しているとのことだった。
- ・ 令和3年度及び令和4年度の一般土木C等級工事において、「入札談合に関する情報」は0件、「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事は0件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、事業者団体からは、適切な工期設定や、柔軟な工期延期への対応、工事書類の簡素化など働き方改革にも資するような取組に関する意見が多数出ているとのことであった。
また、佐賀国道事務所の一般土木C等級工事が少ないことについては、事業者団体から理解をいただいております、特段意見等は出ていないとのことだった。
- ・ 本省から、佐賀国道事務所発注工事の令和2年度から令和4年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。
 - ・ 工事件数が年々減少する傾向にある。
 - ・ 平均落札率・応札率がともに高く、近年上昇傾向がある。

令和2年度	平均落札率	92.7%	平均応札率	95.3%
令和3年度	平均落札率	93.3%	平均応札率	95.6%
令和4年度	平均落札率	95.5%	平均応札率	97.6%

- 平均第二位階差が令和3年度から令和4年度にかけて増加した。
令和2年度 平均第二位階差2.06%
令和3年度 平均第二位階差0.94%
令和4年度 平均第二位階差5.78%
- 入札参加者の辞退等が多い傾向がある。
令和2年度 平均入札参加者数5.5者 有効入札者数3.9者
令和3年度 平均入札参加者数6.8者 有効入札者数5.3者
令和4年度 平均入札参加者数4.6者 有効入札者数2.6者
- 令和2年度から令和4年度までの橋梁下部工工事の工事件数は5件で、平均落札率は99.4%、平均応札率は99.4%と高い。
- 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 令和2年度から令和4年にかけて、当事務所発注の一般土木C等級工事が減少しているのは、伊万里道路の関連工事において、山を切り開きながらの改良工事や横断工作物など分割できない工事を本官発注の国債工事などで令和2年度及び令和3年度に発注したためである。令和4年度において、発注件数で見ると一般土木C等級工事の工事量は少なく見えるが、実際は国債工事などを執行しており、工事量が例年に比べて少ないという状況ではなかった。
 - また、佐賀県内においては、令和元年8月に発生した豪雨災害を受け、六角川水系緊急治水対策プロジェクトが策定され、同年から武雄河川事務所において河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）が実施されている。
 - この関係で佐賀県内全体では、令和2年から直轄の一般土木C等級工事の件数が増加し、令和3年度、令和4年度は特に工事件数が多い状況にあった。
 - このような状況を踏まえて、当事務所の平均落札率が高かった工事について、その要因を考えてみると、いずれの工事でも現場の施工条件等が相対的に厳しく、災害関連工事が多数存在する中で、業者にとってより有利な条件の工事を選好する傾向が表れていることが挙げられる。
 - 例えば、国道497号の橋梁下部工工事は、主工事である下部工工事に加え、現場施工のボックスカルバート工事、工事用道路の設置工事、池の中の盛土工事など比較的手間のかかる工事を包括して発注した工事である。また、国道3号の橋梁下部工工事や電線共同溝工事は、交通量の多い道路を通行規制しながら夜間にも工事を実施しなければならないなど業者に敬遠されるような工事と考えられる。
 - 一方、武雄河川事務所から令和3年度、4年度に発注されている工事の多くは、河川掘削工事、堤防の護岸工事など、施工条件が比較的簡易な工事であったため、発注工事が潤沢な中で、施工条件が相対的に厳しい佐賀国道の工事については、無理に応札・落札する必要はないと判断され、その結果として落札率が高くなったと考えられる。入札参加者数に対して、有効入札者数が減少することも、武雄河川事務所などの比較的条件の良い工事が受注できたため、業者が辞退したものと推察している。

- ・令和5年度においては、武雄河川事務所における掘削工事、護岸工事の件数も減少傾向で、当事務所の一般土木C等級工事の落札率もそれに伴い低下傾向にあり、平均落札率は約93%である。令和6年度で武雄河川事務所の激特事業は終了するので、当事務所の平均落札率も元の水準に戻るのではないかと考えている。
- ・本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、
 - ・技術提案チャレンジ型
 - ・余裕期間制度
 - ・建設業協会と連携した建設業の魅力向上の取組などを進めてきたところではあるが、今後もこれまでの取組を継続するとともに、より一層の競争性が確保される環境の整備に向けて取り組んでいきたいとのことであった。
- ・本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に資する取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である事務所、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

(5) 令和3年度九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

(中部地方整備局 高山国道事務所)

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和4年4月に中部地方整備局発注者綱紀保持マニュアルを改訂し、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。
- ・ 事務所ではこのルールに従い、令和5年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。
- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、上記マニュアルの改訂において、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。
- ・ 事務所では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な箇所で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」（「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿」）を作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確にした上、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けるようにルール化していた（令和5年度は8月に点検実施）。
- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、上記マニュアルの改訂において、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。
- ・ 事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きを行うとともに、年度当初に開催される担当者会議において周知していた。
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記マニュアルの改訂において、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。
- ・ 事務所では、イントラネットに掲載されている研修資料を用いて、定例会等を通じて周知を行い、意識の醸成を図っていた。

(北海道開発局 旭川開発建設部)

- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル（以下「上記マニュアル」）の改訂等において、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取の徹底」等のルールが明確化されていた。

- ・ 開発建設部では、このルールに従い、少額随意契約の手続きを行うとともに、コンプライアンス講習において職員に対し重点的に伝えていた。
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記マニュアルの改訂により明確化されていた。
- ・ 開発建設部では、コンプライアンス講習において職員に対し重点的に伝えて、意識の醸成を図っていた。
- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和3年11月に事務連絡を发出し、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。
- ・ 開発建設部ではこのルールに従い、令和5年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。
- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、上記マニュアル第2章第1項(2)「入札関連情報の管理」に規定する適用範囲の拡大について、令和3年11月5日に本局から開発建設部に通知され、令和4年3月に上記マニュアルを改正し、定められていた。
- ・ 開発建設部では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な箇所で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確にした上、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（開発建設部長等）へ報告するとともに、本局に提出するようルール化していた（令和5年度は12月に点検実施済み）。
- ・ 上記以外の再発防止策の実施について確認したところ、適切に取り組んでいるとのことであった。
- ・ 開発建設部では、上記に加え、開発建設部幹部と事務所長等との1 on 1 ミーティングや事務所長等向けコンプライアンス研修の受講、管理職員等が事業者等と飲食した場合の届出等、各開発建設部において対応すべき事項として掲げた再発防止策について、適切に対応していた。
- ・ 開発建設部長からは、若手職員にとってコンプライアンスはやらされている感があり、コンプライアンスは上の人の話という印象を持ちやすいため、自分自身を守るためにも重要であることを伝えるとともに、幹部と若手の意思疎通を図っているとの発言があった。

（北海道開発局 函館開発建設部）

- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル（以下「上記マニュアル」）の改訂等において、「合理的な理由のない契約

の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取の徹底」等のルールが明確化されていた。

- ・ 開発建設部では、このルールに従い、少額随意契約の手続きを行うとともに、コンプライアンス講習において職員に対し重点的に伝えていた。
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記マニュアルの改訂により明確化されていた。
- ・ 開発建設部では、コンプライアンス講習において職員に対し重点的に伝えて、意識の醸成を図っていた。
- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和3年11月に事務連絡を発出し、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。
- ・ 開発建設部ではこのルールに従い、令和5年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。
- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、上記マニュアル第2章第1項(2)「入札関連情報の管理」に規定する適用範囲の拡大について、令和3年11月5日に本局から開発建設部に通知され、令和4年3月に上記マニュアルを改正し、定められていた。
- ・ 開発建設部では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な箇所で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確にした上、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（開発建設部長）へ報告するとともに、本局に提出するようルール化していた（令和5年度は12月に点検実施済み）。
- ・ 上記以外の再発防止策の実施について確認したところ、適切に取り組んでいるとのことであった。
- ・ 開発建設部では、上記に加え、開発建設部幹部と事務所長等との1 on 1 ミーティングや事務所長等向けコンプライアンス研修の受講、管理職員等が事業者等と飲食した場合の届出等、各開発建設部において対応すべき事項として掲げた再発防止策について、適切に対応していた。
- ・ 函館開発建設部では、開発建設部幹部と事務所長等とのコミュニケーションをはかるため、毎月の定例会議で事業進捗等を事務所長から報告して貰う、開発建設部幹部が市町村に出向いた際に所長にも同行して貰うなどの取組を行っていた。

（東北地方整備局 山形河川国道事務所）

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和4年3月の東北地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改訂に併せ、本局から事務所に対し、事

務連絡（「入札契約手続きの運用について」）等が発出され、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。事務所ではこのルールに従い、令和5年度の発注業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。

- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、上記と同様に、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。事務所では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な書棚で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確にした上、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けるようにルール化していた（令和5年度は6月に点検実施済み）。
- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、上記と同様に、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きを行っていた。
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記と同様に、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。
- ・ 事務所では、新任監督員や検査官の研修を通じて、担当職員における意識の醸成を図っていた。

（九州地方整備局 佐賀国道事務所）

- ・ 令和4年3月に発注者綱紀保持マニュアルを改訂し、「入札参加事業者名簿等のマスキングに関するルールの明確化」や「発注事務に関する情報管理の徹底」を位置付けていた。
- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、上記マニュアルの改訂において、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールを明確化したマスキング処理フローを策定していた。
- ・ 事務所では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な箇所で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確

にした上、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けるようにルール化していた。

- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、「不正事案に係る再発防止に向けた取組について（通知）」（令和4年1月25日）において周知されるとともに、上記マニュアルの改訂において、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。
- ・ 事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きが行われていた。
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記マニュアルの改訂において、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。
- ・ 事務所では、工事監督官、工事検査官を対象に所内研修を行い、意識の醸成を図っていた。

(6) 令和4年度北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組

(北海道開発局 旭川開発建設部)

- 旭川開発建設部では、北海道開発局長通知「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に対する再発防止の徹底について（指示）」令和5年6月30日付け北開局総第97号を受け、通達で示された再発防止策等を職員に周知徹底し、本局担当部局から発出された再発防止策の実施に係る関係通知に基づき、以下のとおり適切に取り組んでいた。
- 設計書の改ざんに関する再発防止策として、対象工事を選定したうえでの工事設計書と基礎資料の整合性審査、「設計図書作成経緯表」「設計審査・決裁経緯表」を用いた作成・審査・決裁過程の可視化、総合評価でICT活用が加点対象となる「施工者希望I型」に適用範囲の拡大（2.5億円以上から1.6億円以上に拡大）を実施していた。
- 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止対策として、旭川開発建設部コンプライアンス推進本部会議で総務課から内部通報制度について改めて説明を行うとともに、職場内ミーティング等の機会を活用し管理職員から部下職員に周知徹底するよう指導していた。
- 旭川開発建設部独自の取組として、用地事務や公物管理に関する勉強会を事務系職員に限定することなく、技術系職員を含めた全員から希望者を募り11月に実施しており、近隣の留萌開発建設部、網走開発建設部、稚内開発建設部にも勉強会の案内を行っていた。

(北海道開発局 函館開発建設部)

- 函館開発建設部では、北海道開発局長通知「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に対する再発防止の徹底について（指示）」令和5年6月30日付け北開局総第97号を受け、通達で示された再発防止策等を職員に周知徹底し、本局担当部局から発出された再発防止策の実施に係る関係通知に基づき、以下のとおり適切に取り組んでいた。
- 設計書の改ざんに関する再発防止策として、対象工事を選定したうえでの工事設計書と基礎資料の整合性を照査する体制の整備、「設計図書作成経緯表」「設計審査・決裁経緯表」を用いた作成・審査・決裁過程の可視化、総合評価でICT活用が加点対象となる「施工者希望I型」に適用範囲の拡大（2.5億円以上から1.6億円以上に拡大）を実施していた。
- 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止対策として、定例会議で総務次長から内部通報制度について改めて説明を行うとともに、職場内ミーティング等の機会を活用し管理職員から部下職員に周知徹底するよう指導していた。
- 函館開発建設部独自の取組として、用地担当、工事担当に対しルールの徹底をはかることに加え、定期的に両者の打合せを実施していた。

(参考1)

令和5年度特別監察報告書(概要)

令和6年3月

国土交通省大臣官房監察官室

令和5年度 特別監察の概要

趣旨

令和5年度監察基本計画に基づき、事務所等に対して、本省主導により、入札契約事務に係る過去の不正事案に関する再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

監察項目

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組
- (5) 令和3年度九州地方整備局及び北海道開発局の発注事務に係る不正事案に関する再発防止の取組

実施日・対象機関

事務所等 5カ所

7/31	中部地方整備局	高山国道事務所
10/19, 20	北海道開発局	旭川開発建設部、函館開発建設部
11/20	東北地方整備局	山形河川国道事務所
12/4	九州地方整備局	佐賀国道事務所

※談合情報や落札率、応札状況等に着目して事務所等を抽出

監察結果

全ての対象機関において、監察項目に係る必要な取組が実施されていた

北海道開発局においては、令和3年度不正事案に関する再発防止策の取組状況を含む報告書を取りまとめ、「北海道開発局コンプライアンス第三者委員会」に報告しており、再発防止に係る必要な措置が適切に講じられていることを確認した。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書（平成25年3月14日）」より抜粋

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

監察項目の概要

(1)コンプライアンス意識の徹底に関する取組

- ◆ 全職員の講習会等の受講の徹底
- ◆ 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

(2)事業者・OBとの接触・対応に関する取組

- ◆ 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底
- ◆ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限
- ◆ 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

(3)機密情報管理の徹底に関する取組

- ◆ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- ◆ 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底
- ◆ 発注事務に関する書類等の管理の徹底
- ◆ 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底
- ◆ 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底
- ◆ 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

(4)応札・落札状況の分析に関する取組

- ◆ 応札・落札状況の分析方法の工夫
- ◆ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置
- ◆ 談合疑義事実処理マニュアルの運用

(5)令和3年度九州地方整備局及び北海道開発局の発注事務に係る不正事案に関する再発防止の取組

- ◆ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの特明確化
- ◆ 発注事務に関する情報管理の徹底
- ◆ 少額随意契約の適正な手続きの徹底
- ◆ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知

主な提示意見

今回の特別監察において、監察結果のとおり、全ての対象機関において、監査項目に係る必要な取組が実施されていることを確認した。

他方で、「(4) 応札・落札状況の分析に関する取組」については、多くの対象機関において、平均落札率・応札率がともに高止まりしている、入札参加者数が少ないなどの状況にあった。入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析するとともに、応札者数を増やすなど競争性の確保に資する取組を行うことが引き続き重要である。

(1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

- ◆ 個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫すること。
 - ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
 - ・事業毎(道路、河川、砂防、海岸、港湾等)の応札・落札状況
 - ・管内の地域毎の応札・落札状況
 - ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

(2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

- ◆ 事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。
- ◆ 事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すとともに、本省においても各事務所等の応札・落札状況を分析し、談合等の不正事案の再発防止策の実効性を確保するために、事務所等を対象に特別監察を実施していることを周知すること。
- ◆ より競争性が確保される環境の整備に向けて、入札参加資格の見直し、総合評価落札方式の一層の活用を検討すること。

(3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

- ◆ 的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、その規定を適切に運用すること。

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

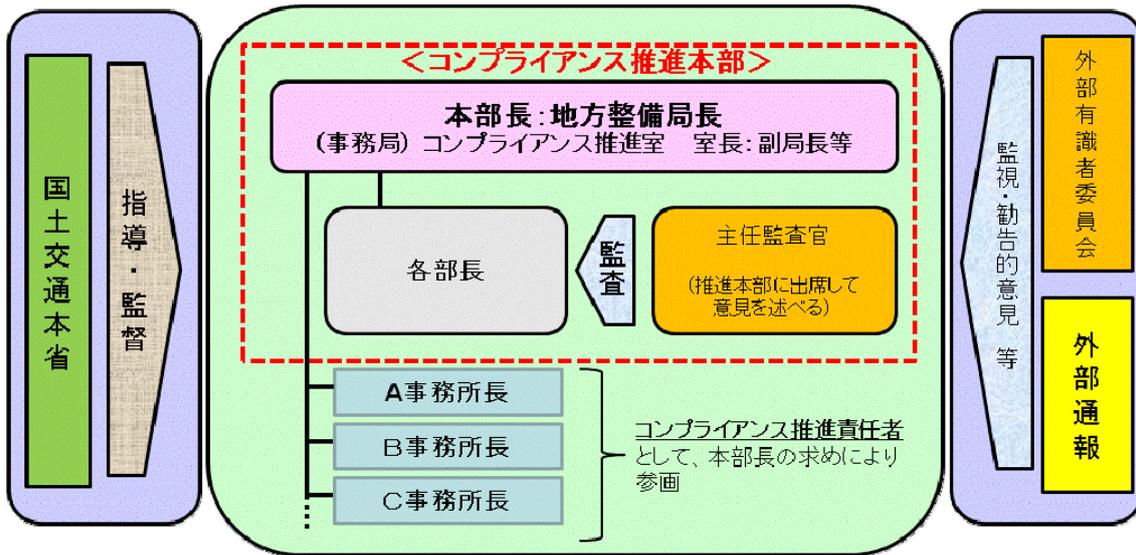
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

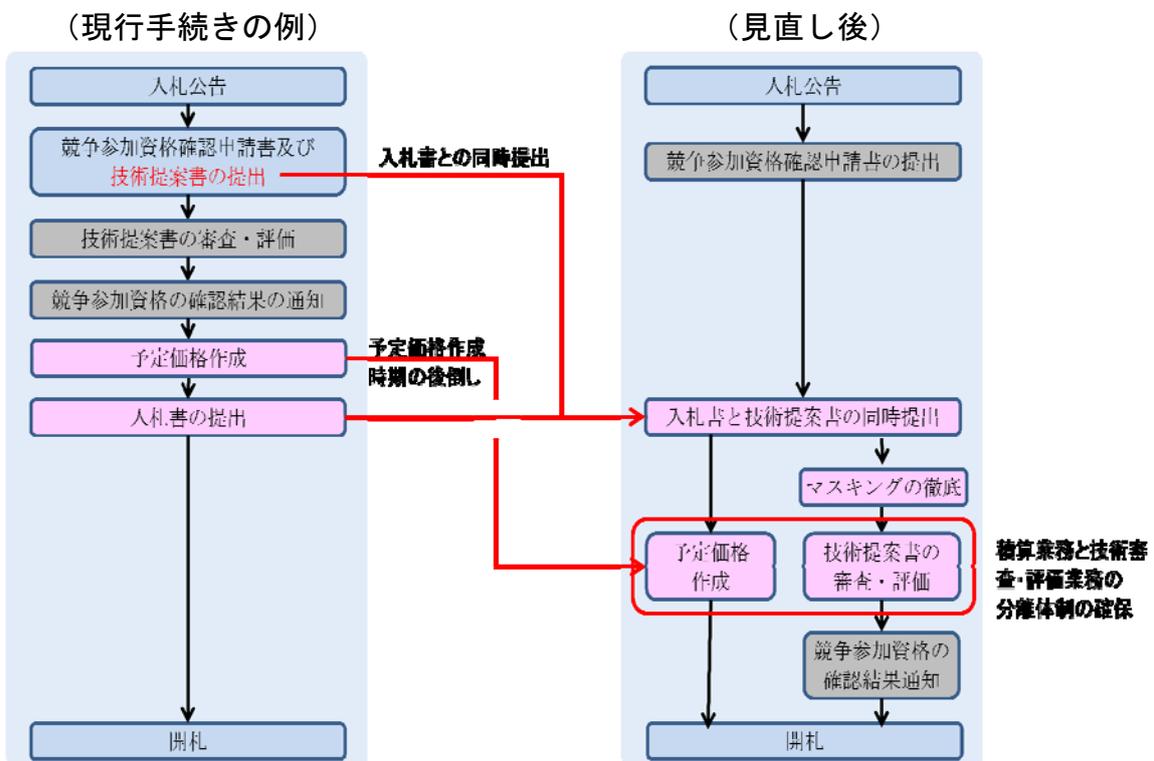
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

令和5年度 監察基本計画

1. 監察の目的及び種類

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであるが、令和5年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、令和5年度においては、以下の取組について実施する。

1) 働き方改革の一層の推進に向けたマネジメント改革等に関する取組

国土交通省が、国民の生命と生活を守るという重大な使命を今後とも的確に果たしていくためには、全ての職員がその能力を最大限に発揮し、限られた時間で高い成果を上げていくことが求められる。一方、近年、職員の価値観等が多様化する中であって、ワークライフバランスを推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりを行うことも不可欠である。

このような観点から、国土交通省では、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（令和3年4月23日一部改正）」を策定し、徹底した業務の見直しや効率化、デジタル化の推進及びマネジメント改革を今後の働き方改革の主軸に据え、省を挙げて総合的かつ計画的な取り組みを進めている。

同計画に基づく取組については、これまでの定期監察においても、全国の現場の最前線で業務を担う地方整備局や地方運輸局等を対象に、業務の効率化やICT環境の整備等の取組状況について監察してきたところであるが、同計画が目標とする令和7年度末に向けて更に強力かつ継続的に取組を推進していくためには、組織運営の要となる幹部・管理職員による適切なマネジメント等の取組状況を確認し、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

こうした観点に立ち、働き方改革の一層の推進に向けたマネジメント改革等に関する取組について監察を行うこととする。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスは、組織全体に対する社会的な信用を維持するとともに、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであって、業務執行の基盤とも言うべきものである。

これまで、国土交通省においては、過去に発生した不祥事を教訓として、再発防止のための体制や様々な仕組を整備しつつ、省を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできた。しかしながら、近年においても、複数の機関で発注業務等に係る不正事案が相次いで発生し、国土交通省に対する国民の信頼が大きく損なわれる結果となった。

このような状況の下、国民の信頼を回復するためには、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の更なる高揚を図るとともに、コンプライアンスの徹底に関する各種取組の実効性を確保することが喫緊の課題である。

また、コンプライアンスの徹底のためには、日常的な双方向の良好なコミュニケーションを通して、職員相互の理解を深めて信頼関係を築き、自分の意見や考えなどを誰に対しても安心して表明できるような風通しの良い職場環境の形成も不可欠である。

こうした観点に立ち、各機関におけるコンプライアンスの徹底に関する取組について監察を行うこととする。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、令和5年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 働き方改革の一層の推進に向けたマネジメント改革等に関する取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

- 国土技術政策総合研究所
- 地方整備局（北陸、中部、近畿、四国、九州）
- 北海道開発局
- 地方運輸局（北海道、北陸信越、近畿、四国、九州）

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

- 第1～3四半期

2) 特別監察

- 年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上